

## 週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）

令和5年4月  
茨城県土木部営繕課

茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領（以下「要領」という。）第5条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、営繕工事に係るものについては下記のとおりとする。

### 記

#### 1 本基準の対象

営繕工事積算基準に基づき予定価格を算定のうえ土木部が発注する週休2日制促進工事を対象とする。

#### 2 労務費補正の実施について

##### (1) 発注者指定型の場合

- ・当初発注の予定価格算定において、3による労務費補正を実施する。
- ・3（1）の労務費補正係数については、区分Cを適用する。なお、現場閉所日確保率が100%未満となった場合は、当該補正を解除（設計変更減）し、現場閉所日確保率に応じて決定する。
- ・現場閉所日確保率が75%未満となった場合は、経費補正は行わない。

##### (2) 受注者希望型の場合

- ・契約後の受発注者協議により完全週休2日での施工が決定した場合、3による労務費補正を設計変更時に実施する。
- ・3（1）の労務費補正係数については、現場閉所日確保率に応じて決定する。
- ・現場閉所日確保率が75%未満となった場合は、労務費補正は行わない。

#### 3 労務費補正の基準

##### (1) 労務費補正係数

###### ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

現場閉所日確保率	【区分A】 75.0%以上 87.5%未満 (4週6休以上4週7休未満)	【区分B】 87.5%以上 100%未満 (4週7休以上4週8休未満)	【区分C】 100%以上 (4週8休以上)
補正係数	1.01	1.03	1.05

###### イ 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

【建築工事】

細目	摘要※	【区分A】 75.0%以上 87.5%未満		【区分B】 87.5%以上 100%未満		【区分C】 100%以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
土工		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
地業		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄筋		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
型枠		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
鉄骨		1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
防水	市場単価	1.01	1.07	1.01	1.08	1.02	1.09
防水（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.15	1.04	1.17
防水	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
石		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
木工		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02

金属	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.10	1.02	1.11
金属	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
左官 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
左官 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.16	1.04	1.18
左官	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
建具 (ガラス)	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.11	1.02	1.12
建具 (シーリング)	市場単価	1.01	1.15	1.02	1.17	1.04	1.19
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装	市場単価	1.01	1.14	1.02	1.16	1.04	1.18
塗装	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.04	1.04
内外装	市場単価	1.01	1.12	1.02	1.13	1.03	1.15
内外装 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.09	1.02	1.10
内外装	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
内外装 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03
舗装		1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の共通の補正率を示す。

### 【電気設備工事】

細目	摘要	【区分A】 75.0%以上 87.5%未満		【区分B】 87.5%以上 100%未満		【区分C】 100%以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.18	1.02	1.20	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.02	1.19	1.03	1.21
	プルボックス	1.01	1.13	1.01	1.14	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14	1.02	1.15	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.01	1.06

	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.20
接地極工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票(金属製)	1.01	1.01	1.02	1.02	1.03	1.03

【機械設備工事】

細目	摘要	【区分A】 75.0%以上 87.5%未満		【区分B】 87.5%以上 100%未満		【区分C】 100%以上	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンパー類	1.01	1.15	1.02	1.16	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25
衛生器具 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.01	1.21	1.02	1.23	1.04	1.25

ウ アにおける現場閉所日確保率は、以下の算式による。

$$\begin{aligned}
 & \text{現場閉所日} \\
 & \text{確保率(\%)} = \frac{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した} \\
 & \qquad \qquad \qquad \text{現場閉所日のうち現場閉所した実績日数(※1)}}{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した} \\
 & \qquad \qquad \qquad \text{現場閉所日の総日数(※2)}} \\
 & \qquad \qquad \qquad \times 100\%
 \end{aligned}$$

- ※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。
- ※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総数  
4週8休制の場合は、対象期間の月単位で設定した28.5% (2/7) の総日数 (2/7未  
満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。)

附則

この基準は、令和元年6月17日以降入札公告等する完全週休2日制工事から適用する。

附則

この基準は、令和2年4月30日以降入札公告等をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和3年4月1日以降起工決議をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和4年10月15日以降起工決議をする完全週休2日制促進工事から適用する。

附則

この基準は、令和5年4月1日以降起工決議をする週休2日制促進工事から適用する。